

九重町・玖珠町障がい者計画策定支援業務の簡易公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

九重町・玖珠町障がい者計画

(障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画) 策定支援業務

2 目的

この要領は、九重町・玖珠町障がい者計画（障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画）策定支援業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を選定するため、簡易公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務概要

(1) 全般事項

本業務は、九重町及び玖珠町（以下「両町」という。）による共同策定とする。現行の両町の障がい者計画（障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）の達成状況を踏まえ、国及び県の動向並びに両町における障がい者を取り巻く環境やニーズを的確に把握する。

これらをもとに、両町が取り組むべき課題、障がい者福祉施策の方向性及び障がい福祉サービスの目標量を定める「九重町・玖珠町障がい者計画（障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画）」を策定することを目的とする。

(2) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約の日から令和9年3月25日（木）まで

(4) 契約方法

簡易公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 委託上限額

委託上限額 **6,380,000円**（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 参加資格

次の(1)～(7)をすべて満たす者。

- (1) 九州内に本社、支社又は営業所等を有するコンサルタント等で、計画策定又は調査研究を業として行う事業者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 玖珠町が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格審査要綱（令和6年5月1日告示第92号）に基づき、入札参加資格審査申請書を提出し、資格の認定を受けている者であること。

- (4) 競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていない者であること。ただし、過去に指名停止を受けた場合であっても、その期間が満了している場合はこの限りではない。
- (5) 過去3年以内に大分県内の市町村において、当該同種業務実績を有すること。
- (6) 本業務を確実に遂行できる能力を有し、業務期間中において常に連絡及び調整が可能な体制を整えていること。

5 仕様等に関する質問

- (1) 仕様等に不明な点がある場合は、質問受付期間内に、電子メールにより問い合わせるものとする。なお、質問書の様式は任意とする。
(例：件名に【九重町・玖珠町障がい者計画に関する質問】と付すこと。)
※質問受付期限以降の質問は受け付けない。
- (2) 質問受付期限は、公告の日から令和8年4月15日(水)までとする。
- (3) 回答は、令和8年4月17日(金)までに、すべての質問を取りまとめ、玖珠町ホームページに掲載する。
- (4) 質問者の名称等は公表しない。
- (5) 審査に関する質問には応じない。
- (6) 提出先 「15 提出及び問い合わせ先と同じ」

6 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルは簡易公募型プロポーザルとし、実施要領及び仕様書の内容を確認の上、「参加申込書(様式第1号)」を下記方法により提出するものとする。

- (1) 提出先 「15 提出及び問い合わせ先」と同じ。
- (2) 提出方法 持参又は郵送(FAX不可)
- (3) 期限 令和8年4月27日(月) 17時必着

7 参加の辞退

参加申込書提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、令和8年5月12日(火)までに「辞退届(様式第6号)」を提出することにより辞退を認める。提出方法は前項と同様とする。

8 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加申込書を提出した者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提案書の提出
 - ・提案書(様式第2号)のほか「9 提案を求める事項」に定める書類を提出すること。

・提案内容は文書、表、図等を用い、簡素かつ明瞭に記載すること。

(2) 提出部数 正本1部、副本3部

(3) 提出場所 「15 提出及び問い合わせ先」と同じ。

(4) 期 限 **令和8年5月13日(水)** 17時必着(持参又は郵送)

なお、提出期限後における提案書等の差替え及び再提出は、一切認めない。

9 提案を求める事項

提案書(様式第2号)のほか、下記の事由に従い提案書類を提出すること。

記載事項等	内容に関する留意事項
会社概要書 (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要について記載し提出すること。 ・「主な事業」欄など記載欄が不足する場合は、パンフレット等の会社概要を添付することも可とする。
同種業務実績 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の同種業務実績を提出すること。 ・契約先及び策定年度がわかるよう記載し、過去3年間の実績を記載すること。本町において類似又は関連計画等の契約実績がある場合についても記載すること。 ・関連会社の実績は含めないこと。
業務実施体制届 (様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の技術者(主担当者、副担当者)を記載する。
技術者の経歴等 (様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・主担当者及び副担当者の経歴等を記載すること。 ・保有資格については、資格を証明する書類の写しを添付すること。
業務内容に対する 企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の業務内容を踏まえ、計画の策定に対する具体的な取組み方法等を記載すること。 ・様式は任意とするが、A4版横書きとする。 ・以下の項目について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 業務の基本的な考え方 ② 計画策定のポイント ③ 具体的な策定手法 ④ 業務実施体制 ⑤ 計画の作業工程スケジュール
見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・参考見積は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いる。 ・見積額については、説明資料等がある場合は、任意で添付すること。 ・見積の詳細な内訳書も作成し添付すること。

10 事業者の選定スケジュール

令和8年4月7日(火)	公募開始
令和8年4月15日(水)	質問受付期限
令和8年4月17日(金)	質問回答
令和8年4月27日(月)	参加申込書提出期限
令和8年5月12日(火)	辞退届提出期限
令和8年5月13日(水)	提案書等提出期限
令和8年5月中旬	審査結果の通知

11 提案の審査等

(1) 評価基準(別表1「審査評価項目」参照)

- ア 業務提案内容の妥当性
- イ 予定技術者の業務経験、業務遂行能力及び専任性など業務実施体制の妥当性
- ウ 同種業務の策定実績
- エ 提案内容を勘案した見積価格の妥当性

(2) 審査方法

- ① プレゼンテーションは実施しない。ただし、提案書及びその他の提出書類の内容等に疑義がある場合は、必要に応じてヒアリングを実施することがある。
- ② 審査は提出書類の内容を総合的に評価して順位を決定するものとし、第1位の提案を優先交渉者とする。

(3) 事業者の選定

上記の審査結果を踏まえ、事業者を決定する。なお、優先交渉権者が本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者として選定された事業者と交渉を行うものとする。

(4) 結果の通知

結果通知は、速やかに電子メール等により通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては認めない。

12 失格要件

下記のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

- (1) 本実施要領4の参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 審査委員会委員に対し、直接又は間接を問わず、プロポーザルに関して不正な接触又は要求を行った場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (4) 指定する様式によらない場合。
- (5) 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (7) 虚偽の記載があった場合。

(8) 本実施要領3(5)に定める委託上限額を超える金額で提案された場合。

1.3 契約の締結等

(1) 契約方法

契約予定事業者は、玖珠町と契約内容等の詳細について協議を行うものとする。なお、協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と契約締結に向けた交渉を行うものとする。

(2) 契約内容

①最終的な契約内容及び契約金額については、審査後、選定された事業者と玖珠町との間で提案内容等を確認する場を設け、実施内容について精査及び調整を行ったうえで、確定するものとする。

※提案内容及び見積額のとおりそのまま契約を締結するものではない。

②提案資料及び提案内容については、見積金額内のできるものとして提案されたものとみなす。

1.4 その他の留意事項

(1) 本プロポーザルへの参加に要する経費及び提出に関する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 書類提出後の技術提案書等の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、玖珠町が承諾したものについては、この限りではない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 理由のいかなを問わず、応募書類の提出期限後の提出は一切受け付けない。

(5) 本要領に定めのない事項又は本要領に疑義が生じた場合は、玖珠町と協議のうえ定めるものとする。

1.5 提出及び問い合わせ先

玖珠町 福祉保険課

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

電話番号：0973-72-1144

FAX : 0973-72-2112

E-mail : fukushi@town.kusu.oita.jp

担当 福祉班：秋好（統括）

(別表1)

審査評価項目

審査項目	評価基準	配点
策定方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の理解度、国の方針及び制度動向の把握状況を評価する。 ・障害者基本法、障害者総合支援法等の制度動向を踏まえた提案となっているか。 	／10点
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の特徴を活かした提案の独創性、具体性、必要性及び必要性を評価する。 ・具体的な策定手法が示され、両町にとって有益な提案内容となっているか。 	／30点
業務の推進・ 支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制及び支援体制を評価する。 ・策定スタッフの人数、全国及び近隣自治体の策定状況に関する情報提供が可能であるか等。 	／5点
提案者の策定 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同計画の全国及び県内の策定実績を評価する。 ・障がい者計画の策定実績が豊富であるか。 	／10点
地域性、信頼 性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を通じた信頼性及び地域特性の理解度を評価する。 ・玖珠町又は九重町における福祉関連計画の策定実績等。 	／5点
主担当者等の 専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・主担当者及び副担当者の実務経験、専門性等を評価する。 	／5点
情報セキュリ ティ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱い及び情報セキュリティ管理体制を評価する。 ・情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークの取得状況等 	／5点
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額が予算の範囲内であるか。 ・提案内容に対して妥当な金額であるか。 ・費用対効果が見込まれるか。 	／30点
合計		100／ 点